

機能強化計画の要約

(別紙様式3)

1. 基本方針

在日朝鮮・韓国及び取引を希望する日本の人を対象にし、西日本10県を区域とする広域信用組合として、同胞・組合員密着、地域密着、リテ - ル路線により基盤の拡大を引き続き推進し、金融事業を通じた地域貢献と、組合の経営改善をともに図っていく。

経営環境 主たる取引先である同胞小零細事業者は、長期にわたる不況、デフレ経済の影響で深刻な売上ダウンや利益の大幅な減少を余儀なくされ厳しい経営を強いられています。このような中で「必要な朝銀」として存在する為には同胞小零細事業者の多様なニ - ズに応える使命と責務があり今後も十分果たしてまいる所存です。

業種特徴 小零細規模のサービス業(遊技業)、小売業(焼肉等飲食業、乾物等食料品販売業、古鉄業)、不動産業、その他では勤労者が主たる取引者であり、その中でもサービス業に取引が偏重し、遊技業については特に比率が高い。

当組合では、平成15年度からの別紙「3か年中期計画」の見直しを行い、「改善期間」中の計数目標を明確にしている。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画(別紙様式1)

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
・中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	サービス業に取引が偏重し、その中でも特に比率の高い遊技業については業種別担当者が必要と考えている。融資担当者を対象とした遊技業に関する研修、又与信の判断に専門家の意見などを取り入れ融資審査態勢強化に努めている。	貸出比率の高い特定の業種に対する動向、地域別状況などを把握し融資審査に反映する。特定業種のデータ・蓄積による同業種との数値比較による分析等を検討する。	融資担当者講習会8月、12月実施。信用調査表の見直し。	融資担当者講習会6月、12月実施。	融資部において業界の特色、動向の把握と業種別に審査のポイントなどの研究を深め、年2回の研修会、審査のプロセスなどに反映する。
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	大口5億円以上 要注意先5百万円以上の状況報告制度の実施。	信用リスク状況報告制度化によって、信用リス管理の徹底。本部、営業店の連携によって不良債権の防止と要注意債権の債権健全化に取り組む。	信用リスク状況報告の制度化。要注意債権の債権健全化に積極に取り組む。	債権健全化の実績公表。	

3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	定性的、定量的実態把握と業種別の動向などの総合的な判断によって与信リスクに応じた担保、保証の必要性を十分に検討する姿勢が必要と考えている。	大口5億円以上要 注意先5百万円以上の与信先について定期的取引状況、信用状態、保全状況等の監視を行い、債権の保全を図る。	融資商品等の見直しを検討する。 大口5億円以上要 注意先5百万円以上に対する定期的調査の実施によるローンレビューの徹底を図る。	状況に応じて融資商品の見直しと、定期調査の基準額の見直しを検討する。	
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	自己査定に関するデータは蓄積されているが、さらに充実を図る必要があり、あると考えている。	信用格付システムの導入を検討。信用リスクのデータ整備・充実を図り、信用リスクに応じた金利設定、与信の限度を検討する。		信用格付システムの導入を検討。信用リスクデータ整備・充実の検討。信用リスクに応じた金利、限度額の設定を検討。	自己査定課及び融資部によって検討する。
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	契約内容の説明を行っているが、マニュアル化が必要と考えている。	各種契約書の見直しとマニュアル化を検討する。	マニュアル化の検討を開始する。 各種契約書の見直し検討。	引続き重要事項に関するマニュアルの周知徹底を図る。	
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	地域円滑化協議会における議論を踏まえて対応を行う必要があると考えている。	地域円滑化協議会での意見を参考に当組合の施策に反映を検討する。地域円滑化協議会での意見を踏まえ取組体制強化の検討を行う。	取組体制強化の検討を行う。	引続き体制の強化に努める。	推進態勢は、今後検討する。
(3)相談・苦情処理体制の強化	苦情処理の受付を総務部に設けているが、体制の強化を図るため、マニュアル化の検討も必要と考えている。	相談、苦情処理体制の整備強化を検討する。「融資問題研究会」の相談室を有効的に活用し苦情処理体制の強化を図る。	相談・苦情処理体制整備の検討を行う。マニュアル化の検討。	相談・苦情処理、「融資問題研究会」の活用状況を支店長会議にフィードバックを行う。	総務部に受付担当者を設け苦情・相談の内容に応じて各部署が具体的な対応を行う。

6. 進捗状況の公表	透明性の観点から進捗状況の公表を検討が必要と考えています。	半期ごとの公表を検討する。ディスクロージャー誌及びホームページに公表することを検討する。	ディスクロージャー誌及びホームページに公表することを検討する。	開示予定	機能強化計画の各項目ごとの担当部署によって取りまとめを行う。
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	自己査定と厳正な償却引当に努めており、検証の重要性を認識している。	自己査定基準及び償却・引当基準の厳正な適用と債務者区分の形式基準と実態判断の異なる債務者については、十分な検証を実施する。	自己査定結果の店舗へのフィードバックおよび一次査定前の講習会の制度化に努める。	共通認識を図るための講習会の制度化に努める。	・管理部が主体となって、自己査定実務研修およびシステム研修を実施する。 ・実態判断に重点を置き自己査定精度の向上を図る。
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	土地は路線価補正及び固定資産評価を基準とし、建物は建築統計年鑑を参考に経年減点補正による見直しを毎年行っている。独自の評価以外でも、不動産鑑定評価等の客観的資料に基づく評価が十分為されているが、評価精度の向上のため取引事例の収集に努め検証を高める必要があると思われる。	不動産担保評価システムの講習会を実施し、取扱の統一化を図る。各営業店において、担保処分実績及び不動産取引事例の収集に努め担保評価の合理性を検証を高める。	不動産担保システム講習会を実施し、取扱の統一化を図る。新たな担保設定については処分実績と比較をし検証を行う。	不動産取引事例等の収集に努めシステム評価の検証を行い不動産担保システムの精度向上に努める。	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	金融再生法開示債権の保全状況開示の必要性を認識している。	全信中協が示した開示例を基に平成15年3月期から実施する。	当該事業年度における9月情報の開示は困難であるため、来年度に向けての準備を行う。	9月情報の開示方法について、現時点において具体的に取り決めていないため、引き続き検討を要す。	・管理部が主体となって、全信中協が示した開示例を基に平成15年3月期のディスクロージャー誌から掲載する。 ・また、平成16年9月においても直近の自己査定結果をベースに全信中協が示した簡易な基準に基づいて金融再生法開示債権の保全状況をミニディスクロージャー誌に掲載する。

2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	金利規程によって、保全、取引状況に応じて公平に金利設定を行っているが、与信リスクに見合った金利設定の検討も必要と考えている。	信用格付システム導入の検討、信用リスクのデータ蓄積、金利設定の為に内部基準の整備を検討する。		skc移行後信用格付システム導入の検討。信用リスクデータの蓄積を検討する。リスクに応じた金利設定の見直しを検討する。	
3. ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	経営情報の開示については、現状年1回のディスクジャ-誌の作成にとどまっているが、経営情報の開示の重要性が年々高まってきている事を踏まえ、半期開示についても積極的に対応する。	来期より、半期開示が出来る体制の整備を行う。今期中に、簡便な方法等をもって開示できる体制を構築する。	全信中協からの「信用組合の情報開示に関する今後の対応について」を踏まえ、内容・構成に付いて検討を行う。	全信中協が示した開示例を基に年2回開示できる体制を構築する。半期開示を実施する。	計画の実効性を確保するため、業務部が主幹となり、関連部署と協調体制を図り、半期開示を実施する。
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	その他関連する取り組み参照				
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	地域代表、商工人中心に選考。地域組合員会議等で意見の集約を図っている。	総代会機能強化等の整備に取組み、地域組合員会議等で活性化推進する。	地域ごとの各種行事開催	地域ごとの各種行事開催と総代選挙実施	
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	その他関連する取り組み参照				
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1)地域貢献に関する情報開示	年1回情報開示誌発行、ホ-ムページ開設	半期ごとの公表を検討する。(ディスクロージャー誌及びホームページ)	地域セミナー、各種交流会等への参加、地域に貢献する融資案件の実施、地域サービスの充実、社会貢献活動等取り組んだものを開示する	地域セミナー、各種交流会等への参加、地域に貢献する融資案件の実施、地域サービスの充実、社会貢献活動等取り組んだものを開示する	地域セミナー、各種交流会等への参加、組合として地域に貢献する融資案件の実施、地域サービスの充実、社会貢献活動等推進する

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

項 目	具 体 的 な 取 組 み
- 1 - (2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	融資部を担当部署とし、総務部との協議により協会等が開催する講座に職員を派遣する。また内部研修も推進する。
- 2 - (4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	融資部を担当部署とし、総務部との協議により協会等が開催する講座に職員派遣を検討する。
- 3 - (7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	融資部を担当部署とし、総務部との協議により協会等が開催する講座に職員派遣を検討する。
- 3 - (2) 外部監査の実施対象の拡大等	公認会計士との顧問契約により決算結果に対するチェックをうけている。公認会計士による任意監査の取組みを検討する。
- 3 - (2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	「信用組合経営安定支援制度」の経営モニタリングによる還元資料により経営課題の認識、今後の方針決定に活用する。
- 5法令等遵守(コンプライアンス)	顧客との信頼・信用の回復と不祥事件未然防止に重点を置き、「2003年度コンプライアンス推進計画」に取り組んでいる。法令違反等問題の発生防止のため法令遵守態勢確立に今後も取り組む。